

提出日を記載

令和 6 年 9 月 1 日
(2024 年)

伊丹市長 藤原 保幸 様

一筆の土地を共有名義でお持ちの場合は、どなたか代表者 1 名が申請者となり、農地等利害関係人の同意を得た上で申し込んでください。代表者以外の共有名義人は、下部の「2. 農地等利害関係人の同意」欄に記名押印(実印)してください。

〒664-8503

伊丹市千僧1-1

いたみ いちろう

伊丹 一郎

実印

(連絡先: 072 - 784 - 8067)

実印

特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意確認書

下記の生産緑地の特定生産緑地への指定について、農地等利害関係人の同意の確認と合わせ申し込みます。

なお、特定生産緑地の買
取することに同意します。

今回、改めて主たる従事者を設定して頂きます(様式 3-2)。将来、買取申出を提出することになった場合は、特定生産緑地指定後の主たる従事者が要件を満たす必要があります。

1. 特定生産緑地指定を希望する生産緑地

番号	生産緑地地区番号	所在	指定面積 (㎡)	登記簿面積 (㎡)	特定生産緑地の希望 の有無
1	〇〇-〇〇	千僧7丁目5番	1,200	1,200	有・無
2	〇〇-〇〇	千僧7丁目10番1	800	800	有・無
3	〇〇-〇〇	千僧9丁目10番2の一部	600	800	有・無
4					有・無
5					有・無

生産緑地の一部分(一つの地番の一部分)を指定する場合は、登記完了後、本様式に新地番を記載してください。(記載方法は2枚目参照)

(表に入りきらない場合は、続き欄 1にも表示しています。)

該当種別
に丸

農地等利害関係人の同意

権利種別

所・抵
他()所・抵
他()所・抵
他()所・抵
他()

農地等利害関係人とは。

A. 法第3条第4項において、「農地利害関係人等とは、農地等(中略)について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいう」となっています。

例: 賃借人※(賃借権を有する者): 登記されている又は農地法第16条に基づく対抗要件を有している場合には該当
借主(使用貸借による権利を有する者): 該当しない
永小作人: 登記されていれば該当
地役権者: 法第三条第四項に記載がないため該当しない
なお、法第十条(生産緑地の買取りの申出)における「当該生産緑地が他人の権利の目的となつているとき」には該当するため、注意。

※都市農地の貸借の円滑化に関する法律、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律等に基づく貸借を含む。

※「納税猶予の適用による税務署の同意」や「地上権に関する関西電力の同意」は伊丹市が調整しますので記載不要です。

※申請者の方の実印は、様式右上の「申請者欄」で頂いていますので、この欄には不要です。

実印

押印(実印)

※土地所有者も「2. 農地等利害関係人の同意」欄にご記入ください。

※農地等利害関係人の記載がある場合は、権利を証明できる書面を添付してください。

※農地等利害関係人が表に入りきらない場合は、続き欄 2をご利用ください。

※所：所有権 抵：抵当権 に○をつけるか 他：（ ）内に権利名称を記載してください。

※相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、当市で一括して同意を取得しますので記載不要です。

3. 添付書類

別紙「申請書類チェックリスト」を参照

（ホームページにも掲載有《市ホームページ・特定生産緑地の制度について》）

「申請書類チェックリスト」をよく確認し、必要書類を揃えてください。

（続き欄 1）特定生産緑地を希望する農地

番号	生産緑地地区番号	所在	指定面積 (㎡)	登記簿面積 (㎡)	特定生産緑地の希望 の有無
6	〇〇-〇〇	千僧9丁目14番	500	500	有・無
	〇〇-〇〇	千僧9丁目14番1	300	300	有・無
	〇〇-〇〇	千僧9丁目14番2	200	200	有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無

生産緑地の一部分を指定する場合の、新地番記載方法

（続き欄 2）農地等利害関係人の同意

権利種別	住所・氏名	押印(実印)
所・抵 他()		
所・抵 他()		
所・抵 他()		
所・抵 他()		